

# 販路開拓助成金

売上を回復するための販路開拓をサポートします！

うきは市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により取引高減少等事業活動に影響を受けた事業所が、この危機を乗り越えるべく新たな取引先を開拓するための各種調査や商談会・展示会等への参加について費用の一部を助成します。

対象者	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け（注1）、販路開拓に取り組むうきは市商工会員（法人企業・個人事業者） （注1）新型コロナウイルス感染症影響の定義・・・令和2年1月以降、前年同月比で売上高が10%以上低下している月（対象月）が1月以上あること				
対象経費	新商品開発に係る経費 <table border="1"><thead><tr><th>経費区分</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>販路開拓事業</td><td>事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、及び販路開拓（商談会・展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費 （対象経費例：展示会等出展に係る費用、旅費、宿泊費、広報費等） ※飲食費は対象外</td></tr></tbody></table>	経費区分	内容	販路開拓事業	事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、及び販路開拓（商談会・展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費 （対象経費例：展示会等出展に係る費用、旅費、宿泊費、広報費等） ※飲食費は対象外
経費区分	内容				
販路開拓事業	事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、及び販路開拓（商談会・展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費 （対象経費例：展示会等出展に係る費用、旅費、宿泊費、広報費等） ※飲食費は対象外				
助成金額	実費範囲内で上限50,000円まで（助成回数1回のみ）				
募集件数	10件程度				
募集期間	令和2年8月1日（土）～令和3年3月15日（月） （3月15日までに支払が完了した経費のみ対象となります）				
申込方法	下記書類をご準備の上、商工会窓口まで提出してください ①助成金申込書（様式1） ②売上高10%以上低下していることが確認できる書類 （セーフティネット保証・危機関連保証認定書、決算書、試算表等）				
助成金支給までの流れ	原則、精算払いとなります。 事業実施後、実績報告書（様式2）、経費支払いが確認できる書類（領収書等）、写真（展示会等）を確認後、助成金を支払いします。				
問い合わせ先	うきは市商工会 経営支援指導課（担当：森山） 〒839-1401 うきは市浮羽町朝田 582-1 （TEL:77-2239 FAX:77-7509 E-mail:ukihashi@shokokai.ne.jp）				